

様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処 分 の 名 称		屋外広告物等表示、設置許可
根拠条例・規則等名		さいたま市屋外広告物条例
条 項		第6条及び第7条第5項
所 管 部 課		都市局 北部都市・公園管理事務所 管理課（電話：048-646-3178 ） 都市局 南部都市・公園管理事務所 管理課（電話：048-840-6178 ）
審 査 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	次の要件をすべて満たしていること。 (1) 条例第9条の禁止広告物でないこと。 (2) 施行規則第7条の許可の基準に適合していること。 (3) 上端の高さが地上から4メートルを超える広告物にあっては、条例第18条第2項に規定する管理者を設置していること。
	設定等年月日	平成15年4月1日設定 平成22年10月1日最終改正
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	15日 ただし、下記の期間を含まないものとする。 ・補正に要する期間 ・執務が行われない市の休日の期間 ・関係機関との協議に要する期間
	設定等年月日	平成15年4月1日設定 平成 年 月 日最終改正
備 考		